

○建設工事に係る総合評価一般競争入札方式試行要領

平成22年 3月26日制定

令和 5年10月31日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 総合評価方式の対象は、次の各号のいずれかに該当する工事のうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 入札者の施工計画、施工能力及び地域貢献と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価方式の種類)

第3条 総合評価方式の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画や工事成績等に基づく技術力と価格を総合的に評価する方式
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等の定量化された事項と価格を総合的に評価する方式

(審議機関)

第4条 総合評価方式の実施に当たり審議及び評価を行う組織として、岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程（昭和54年訓令第14号）

第13条に規定する工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を活用するものとする。

2 指名委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 総合評価方式の実施工事の選定
- (2) 落札者決定基準の設定
- (3) 技術提案に関する評価点の決定
(学識経験者の意見聴取)

第5条 前条第2項第2号に規定する落札者決定基準の決定については、対象工事の契約を所管する部長が、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定に基づき、学識経験を有する者2名以上から意見を聴取し、その結果を指名委員会に提出して行うものとする。

2 市長は、あらかじめ学識経験者の了解を得て、電子メール、ファクシミリ又は郵送等により意見を聴取することができるものとする。

3 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(技術提案の評価)

第6条 市長は、第4条第2項第3号に規定する技術提案を評価するために必要があると認めたときは、合議制の組織（以下「審査委員会」という。）を設置し、技術的な事項を審査させることができる。

2 審査委員会の構成については、プロポーザル方式実施要領（令和5年10月31日市長決定）第3条の規定を準用する。

3 審査委員会は、入札参加者から提出された技術提案を審査し、その結果を指名委員会に報告するものとする。

(公告)

第7条 市長は、入札の公告に当たっては、岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）又は岩見沢市電子入札規則（平成14年規則第15号）第3条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式による工事であること。
- (2) 技術提案に関する評価項目及びその配点に関すること。
- (3) 落札者決定基準
- (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。
- (5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

(入札の参加申請)

第8条 総合評価方式に参加しようとする者は、参加申請書及び入札公告で指定された技術提案等に係る書類を提出期限までに市長に提出しなければならない。

(落札者の決定)

第9条 総合評価の方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札参加者が提出した技術提案及び入札価格に基づいて、入札の公告に示した落札者決定基準によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3 第5条に規定する学識経験を有する者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、対象工事の契約を所管する部長が入札執行後に同条の規定に準じて意見を聴取した上で落札者を決定するものとする。

(評価結果の通知等)

第10条 技術提案の評価結果は、落札者決定後、入札参加者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、制限付一般競争入札実施要領（平成21年3月31日市長決定）の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月31日改正）

この要領は、令和5年11月1日から施行する。